

議案第209号

有料道路の料金の変更に関する同意について

上記の議案を提出する。

令和4年12月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、佐賀県道路公社から、三瀬トンネルの料金に係る障がい者の割引措置を変更することについて、道路整備特別措置法第16条第1項の規定により道路管理者の同意を求められたので、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものである。

有料道路の料金の変更に関する同意について

佐賀県道路公社から、三瀬トンネルの料金を変更することについて次のとおり同意を求められたが、本件については、同意するものとする。

佐道公第40号

令和4年9月29日

道路管理者

福岡市長 高 島 宗一郎 様

佐賀県道路公社

理事長 坂 本 洋 介

有料道路における障害者割引制度の1人1台要件の緩和等に伴う有料道路通行料金（割引対象）の変更に係る道路管理者の同意について（依頼）

このことについて、障害者団体から要望を受け、国土交通省から有料道路事業者に対し、いわゆる1人1台要件の緩和等について依頼があり、令和4年度中の運用開始に向けて準備が進められております。

つきましては、障害者に対する有料道路通行料金（割引対象）を変更することについて、道路整備特別措置法第10条第4項の規定に基づき国土交通大臣の事業変更許可を受けるにあたり、同法第16条第1項の規定に基づく貴職の同意を求めます。

記

- 1 同意を受ける対象道路名 三瀬トンネル有料道路
- 2 同意を受ける要件 別紙
- 3 実施期日 令和4年度中

（佐賀県道路公社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。）

(別紙)

2 同意を受ける要件

料金に係る障害者割引の対象となる自動車について、次のように改める。

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村又は特別区が設置したものに限る。）、当該事務所を設置していない町村又は高速道路株式会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものとして、全国的高速道路株式会社及び地方道路公社が定める「有料道路における障害者割引措置実施要領」（以下「要領」という。）で定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。

(イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、要領で定めるもの

(ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき要領で定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、要領で定めるもの

また、上記(イ)又は(ロ)の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、要領で定めるところにより本割引を適用するものとする。